

施設の概要

	所在地	建設年月日	構造	面積	施設内容概略	休館日	開館時間
西条市総合体育館	ひうち1番地2	昭和61年2月	鉄筋コンクリート造2階建	建築面積 5,477㎡	アリーナ バレーボール 3面・バスケットボール 2面 バドミントン 12面・テニス 2面・ハンド ボール 1面・卓球 24台等 その他 トレーニング室・幼児体育室・第1武道 場(剣道、空手等)・第2武道場(柔道)・ 弓道場・ジョギングコース等	毎週月曜日(祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日) 及び12月29日から翌年の 1月3日まで	9時から22時
西条市ひうち体育館	ひうち1番地3	昭和59年1月	鉄筋コンクリート造2階建	建築面積 1,463㎡	アリーナ バレーボール 1面・バドミントン 2面・卓球 6台 ・バスケット 1面等 その他 トレーニング室・シャワー室・研修室・会議室 ・クラブ室・和室・更衣室	毎週火曜日(祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日) 及び12月29日から翌年の 1月3日まで	9時から22時
西条市ひうち球場	ひうち1番地2	平成3年10月	鉄筋コンクリート造2階建 (一部屋根付)	敷地面積 21,000㎡ グラウンド面積 12,990㎡	野球 レフト側 98m・ライト側 98m・センター 122m ・フルカラーLED式スコアボード・夜間照明 6基 収容人員 10,840人	12月29日から翌年の1月3 日まで	9時から22時
西条市ひうち陸上競技場	ひうち1番地2	平成13年8月	鉄筋コンクリート造2階建 (一部屋根付)	敷地面積 39,000㎡ フィールド面積 7,314㎡	第2種公認 走行レーン 400m×8レーン 収容人員 メインスタンド 1,452人 芝生スタンド 13,528人 計14,980人	12月29日から翌年の1月3 日まで	4月から9月まで 9時から20時 10月から翌年の3月まで 9時から19時
西条市西条運動公園 総合プール	ひうち1番地2	平成元年6月	鉄筋コンクリート造 (管理棟2階建)	敷地面積 11,466㎡ 水面積 2,268㎡	流水プール・ポチャンコプール(中止中)・噴水プール・ ちびっこプール・スパイラルスライダー(2連)・ 直線スライダー(2連)・50mプール(8コース)	9月1日から翌年の6月30 日まで	7月1日から同月19日まで及び8月 20日から同月31日まで 10時から18時 7月20日から8月19日まで 10時から19時
西条市西条市民公園 多目的広場	大町457番地	昭和46年3月 平成25年5月	—————	敷地面積 11,246㎡	野球 レフト側 86.5m・ライト側 82.5m・ソフ トボール 2面・サッカー 1面・夜間照明 7基	12月29日から翌年の1月3 日まで	8時30分から22時
西条市西条市民公園 テニスコート	大町457番地	昭和27年6月 平成25年5月	—————	5,062㎡	砂入り人工芝 4面・夜間照明 4基	12月29日から翌年の1月3 日まで	8時30分から22時
西条市東予体育館	周布396番地	昭和58年3月	鉄筋コンクリート造2階建	建築面積 2,687㎡	アリーナ バレーボール 2面・バスケットボール 2面 バドミントン 8面・卓球 10台等 その他 トレーニング室・武道場(剣道、柔道、 空手等)・ジョギングコース等	毎週月曜日(祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日) 及び12月29日から翌年の 1月3日まで	9時から22時
西条市東予運動公園 野球場	河原津新田甲157番地	平成7年3月	鉄筋コンクリート造2階 建(一部屋根付)	敷地面積 17,200㎡ グラウンド面積 13,299㎡	野球 レフト側 97.6m・ライト側 97.6m・センター 122m・フルカラーLED式スコアボード・ 夜間照明6基 収容人員5,000人	12月29日から翌年の1月3 日まで	9時から22時
ビバ・スポルティア SAIJO	河原津新田甲157番地	平成20年11月	鉄筋コンクリート 一部造2階建	主競技場 7,200㎡ ・人工芝 5,460㎡ ・クレー 900㎡ ・ウレタン 幅2.5m 1周約300m	最大6分割で使用可能 ・サッカー 1面・フットサル 4面 ・野球(練習)1~6面4・トレーニング室 ・会議室 4室・更衣室(男女各1室) ・シャワー室 2室・多目的シャワー室 2室 ・ロッカールーム 4室	12月29日から翌年の1月3 日まで	9時から22時
西条市東予運動公園 球技場	河原津新田甲157番地	昭和61年4月	—————	敷地面積 16,900㎡	天然芝・サッカー 1面・ラグビー 1面・芝生スタンド (3,500人収容)	12月29日から翌年の1月3 日まで	4月から9月まで 8時30分から19時 10月から翌年3月まで 8時30分から17時
西条市東予運動公園 多目的広場	河原津新田甲157番地	平成3年3月	—————	敷地面積 19,800㎡	サッカー 1面・ソフトボール 2面等	12月29日から翌年の1月3 日まで	4月から9月まで 8時30分から19時 10月から翌年3月まで 8時30分から17時
西条市東予運動公園 テニスコート	河原津新田甲157番地	昭和61年4月	—————	6,500㎡	砂入り人工芝コート 8面・砂入り人工芝壁打ちコート 1面・ 夜間照明(5面のみ)	12月29日から翌年の1月3 日まで	8時30分から22時
西条市東予運動公園 プール	河原津新田甲157番地	昭和63年7月 平成元年7月	鉄筋コンクリート	敷地面積 10,600㎡ 水面積 2,374㎡	流水プール(全長170m)・幼児プール・50mプール(8コース /休止中)	9月1日から翌年の6月30 日まで	7月1日から同月19日まで及び8月 20日から同月31日まで 10時から18時 7月20日から8月19日まで 10時から19時
西条市東予運動公園 海浜広場	河原津新田甲157番地	平成4年3月	—————		炊飯棟、トイレなど	12月29日から翌年の1月3 日まで	終日
西条市丹原 B&G海洋センター	丹原町志川甲12番地1	平成5年6月	鉄筋コンクリート鉄骨造 鋼板葺2階建	敷地面積 4,934㎡ 水面積 412㎡	25mプール 6コース・幼児用プール・ジャグジープール 採暖室・多目的ホール	毎週月曜日(祝日の場合 はその日の後において、 最も近い祝日でない日) 及び12月29日から翌年の 1月4日まで	10時から21時

対象施設の利用者数

1 利用者数

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	平 均
1 総合体育館	50,481	85,314	67,897
2 ひうち体育館	27,804	35,071	31,437
3 ひうち球場	12,427	8,771	10,599
4 ひうち陸上競技場	24,931	35,999	30,465
5 西条市運動公園プール	11,225	16,555	13,890
6 東予体育館	35,342	51,693	43,517
7 東予運動公園野球場	4,511	8,275	6,393
8 ビバ・スポルティア西条	29,243	53,627	41,435
9 東予運動公園多目的広場	5,082	9,800	7,441
10 東予運動公園球技場	3,640	6,937	5,288
11 東予運動公園テニスコート	14,261	22,820	18,540
12 東予運動公園海浜広場	185	416	300
13 東予運動公園プール	6,585	10,302	8,443
14 西条市民公園テニスコート	17,342	23,048	20,195
15 西条市民公園運動広場	16,008	22,047	19,027
16 丹原B&G海洋センター	21,995	27,768	24,881
合 計	281,062	418,443	349,748

対象施設の利用料金収入

2 利用料金収入

(単位:円)

区分	令和3年度	令和4年度	平均
1 総合体育館	4,581,800	2,720,860	3,651,330
2 ひうち体育館	1,445,540	1,025,230	1,235,385
3 ひうち球場	518,270	453,920	486,095
4 ひうち陸上競技場	1,649,130	1,284,870	1,467,000
5 西条市運動公園プール	3,890,550	2,619,450	3,255,000
6 東予体育館	2,026,910	1,262,810	1,644,860
7 東予運動公園野球場	607,840	286,720	447,280
8 ビバ・スポルティア西条	10,140,810	6,251,410	8,196,110
9 東予運動公園多目的広場	171,540	67,990	119,765
10 東予運動公園球技場	271,690	163,070	217,380
11 東予運動公園テニスコート	2,085,650	1,557,900	1,821,775
12 東予運動公園海浜広場	17,100	13,050	15,075
13 東予運動公園プール	0	0	0
14 西条市民公園テニスコート	2,605,320	1,889,560	2,247,440
15 西条市民公園運動広場	1,142,970	816,090	979,530
16 丹原B&G海洋センター	4,620,900	3,859,300	4,240,100
合計	35,776,020	24,272,230	30,024,125

別表3-1

施設別管理運営経費

施設名 総合体育館

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	23,347,372	23,132,791	23,240,082	
給与・賞与・手当	20,931,237	20,857,223	20,894,230	
法定福利費	2,315,974	2,192,234	2,254,104	
福利厚生費	100,161	83,334	91,748	
需要費	15,887,901	19,417,424	17,652,663	
消耗品費	2,022,493	1,150,078	1,586,286	
燃料費	177,034	151,599	164,317	
印刷製本費	182,600	42,900	112,750	
光熱水費	12,351,435	16,243,985	14,297,710	
修繕料	764,280	1,755,528	1,259,904	
広告宣伝費	390,059	73,334	231,697	
役務費	1,365,567	932,827	1,149,197	
通信運搬費	582,662	481,882	532,272	
手数料	546,361	281,756	414,059	
保険料	236,544	169,189	202,867	
委託料	4,805,866	6,273,428	5,539,647	
使用料	56,300	81,029	68,665	
備品購入費	2,943,804	828,313	1,886,059	
一般管理費	7,114,631	7,427,196	7,270,914	
公租公課	3,414,180	2,611,324	3,012,752	
合計	58,935,621	60,704,332	59,819,977	

別表3-2

施設別管理運営経費

施設名 ひうち体育館

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	5,193,745	5,681,386	5,437,566	
給与・賞与・手当	4,790,032	5,283,475	5,036,754	
法定福利費	385,284	390,742	388,013	
福利厚生費	18,429	7,169	12,799	
需要費	2,644,973	2,817,856	2,731,415	
消耗品費	285,172	107,064	196,118	
燃料費	137,355	81,936	109,646	
印刷製本費	113,300	0	56,650	
光熱水費	1,226,036	1,762,567	1,494,302	
修繕料	883,110	866,289	874,700	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	339,759	268,087	303,923	
通信運搬費	78,639	105,067	91,853	
手数料	261,120	163,020	212,070	
保険料	0	0	0	
委託料	1,539,472	1,327,318	1,433,395	
使用料	40,609	48,329	44,469	
備品購入費	173,649	90,925	132,287	
一般管理費	0	0	0	
公租公課	41,315	273,309	157,312	
合計	9,973,522	10,507,210	10,240,366	

施設別管理運営経費

施設名 ひうち球場

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	5,031,582	5,881,586	5,456,584	
給与・賞与・手当	4,616,054	5,288,199	4,952,127	
法定福利費	381,567	559,466	470,517	
福利厚生費	33,961	33,921	33,941	
需要費	3,920,701	3,715,432	3,818,067	
消耗品費	1,296,932	895,425	1,096,179	
燃料費	64,009	159,623	111,816	
印刷製本費	20,900	0	10,450	
光熱水費	1,400,635	1,854,634	1,627,635	
修繕料	1,138,225	805,750	971,988	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	117,007	167,196	142,102	
通信運搬費	80,707	101,636	91,172	
手数料	36,300	65,560	50,930	
保険料	0	0	0	
委託料	4,274,380	3,096,720	3,685,550	
使用料	3,500	8,400	5,950	
備品購入費	158,183	60,982	109,583	
一般管理費	3,215,812	3,115,893	3,165,853	
公租公課	688,630	806,611	747,621	
合計	17,409,795	16,852,820	17,131,308	

別表3-4

施設別管理運営経費

施設名 ひうち陸上競技場

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	5,394,832	5,989,083	5,691,958	
給与・賞与・手当	4,948,522	5,470,245	5,209,384	
法定福利費	400,590	480,165	440,378	
福利厚生費	45,720	38,673	42,197	
需要費	3,694,178	6,259,340	4,976,759	
消耗品費	1,258,000	1,057,313	1,157,657	
燃料費	71,913	98,559	85,236	
印刷製本費	220,000	148,500	184,250	
光熱水費	1,287,870	1,706,638	1,497,254	
修繕料	856,395	3,248,330	2,052,363	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	180,161	283,435	231,798	
通信運搬費	112,181	146,551	129,366	
手数料	67,980	136,884	102,432	
保険料	0	0	0	
委託料	3,536,445	3,479,381	3,507,913	
使用料	35,559	54,840	45,200	
備品購入費	477,478	977,450	727,464	
一般管理費	3,405,225	3,763,143	3,584,184	
公租公課	675,599	393,851	534,725	
合計	17,399,477	21,200,523	19,300,000	

別表3-5

施設別管理運営経費

施設名 西条運動公園総合プール

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2カ年平均	
人件費	0	0	0	
給与・賞与・手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
需要費	2,779,736	5,455,394	4,117,565	
消耗品費	444,542	871,027	657,785	
燃料費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
光熱水費	1,058,439	1,527,724	1,293,082	
修繕料	1,276,755	3,056,643	2,166,699	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	658,390	303,667	481,029	
通信運搬費	411,382	55,087	233,235	
手数料	164,030	202,880	183,455	
保険料	82,978	45,700	64,339	
委託料	14,986,574	19,494,730	17,240,652	
使用料	113,880	134,660	124,270	
備品購入費	422,093	118,927	270,510	
一般管理費	199,138	151,495	1,753,169	
公租公課	212,194	△211,095	#VALUE!	
合計	21,164,252	26,811,236	23,987,744	

施設別管理運営経費

施設名 東予体育館

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	6,615,809	10,079,444	8,347,627	
給与・賞与・手当	6,085,770	9,125,892	7,605,831	
法定福利費	497,351	918,527	707,939	
福利厚生費	32,688	35,025	33,857	
需要費	3,441,812	4,558,740	4,000,276	
消耗品費	363,022	243,212	303,117	
燃料費	31,155	98,980	65,068	
印刷製本費	110,000	33,000	71,500	
光熱水費	2,161,906	3,438,026	2,799,966	
修繕料	775,729	745,522	760,626	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	344,366	202,701	273,534	
通信運搬費	158,375	164,871	161,623	
手数料	185,991	0	92,996	
保険料	0	37,830	18,915	
委託料	875,820	1,063,623	969,722	
使用料	23,170	28,630	25,900	
備品購入費	343,287	370,269	356,778	
一般管理費	1362706	2476054	1,919,380	
公租公課	296765	392587	344,676	
合計	13,303,735	19,172,048	16,237,892	

別表3-7

施設別管理運営経費

施設名 東予運動公園野球場

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	4,920,718	5,516,382	5,218,550	
給与・賞与・手当	4,157,689	4,735,054	4,446,372	
法定福利費	753,591	762,989	758,290	
福利厚生費	9,438	18,339	13,889	
需要費	799,842	1,402,526	1,101,184	
消耗品費	616,880	894,965	755,923	
燃料費	2,735	120,870	61,803	
印刷製本費	20,900	0	10,450	
光熱水費	0	0	0	
修繕料	159,327	386,691	273,009	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	72,077	104,205	88,141	
通信運搬費	71,417	91,005	81,211	
手数料	660	13,200	6,930	
保険料	0	0	0	
委託料	548,900	548,515	548,708	
使用料	0	0	0	
備品購入費	146,860	258,470	202,665	
一般管理費	3097433	3282205	3,189,819	
公租公課	1057484	1986501	1,521,993	
合計	10,643,314	13,098,804	11,871,059	

施設別管理運営経費

施設名 ビバ・スポルティアSAIJO

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	8,706,077	7,330,104	8,018,091	
給与・賞与・手当	7,553,298	6,430,685	6,991,992	
法定福利費	1,092,665	899,419	996,042	
福利厚生費	60,114	0	30,057	
需要費	8,035,850	9,402,110	8,718,980	
消耗品費	504,196	338,494	421,345	
燃料費	46,325	58,667	52,496	
印刷製本費	53,900	48,400	51,150	
光熱水費	5,583,542	7,816,115	6,699,829	
修繕料	1,847,887	1,140,434	1,494,161	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	326,340	282,824	304,582	
通信運搬費	169,921	183,295	176,608	
手数料	16,500	51,700	34,100	
保険料	139,919	47,829	93,874	
委託料	4,053,990	3,447,288	3,750,639	
使用料	0	0	0	
備品購入費	305,248	537,866	421,557	
募集費	0	66,000	33,000	
一般管理費	1,035,268	1,758,600	1,396,934	
公租公課	385,947	794,941	590,444	
合計	22,848,720	23,619,733	23,234,227	

別表3-9

施設別管理運営経費

施設名 東予運動公園(球技場、多目的広場、テニスコート、海浜広場)

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	14,384,537	13,463,430	13,923,984	
給与・賞与・手当	12,947,236	12,527,275	12,737,256	
法定福利費	1,345,015	910,181	1,127,598	
福利厚生費	92,286	25,974	59,130	
需要費	7,849,055	9,370,582	8,609,819	
消耗品費	795,339	462,808	629,074	
燃料費	262,955	129,929	196,442	
印刷製本費	85,800	0	42,900	
光熱水費	5,438,692	7,378,821	6,408,757	
修繕料	1,266,269	1,399,024	1,332,647	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	709,171	425,993	567,582	
通信運搬費	77,891	92,213	85,052	
手数料	480,930	262,020	371,475	
保険料	150,350	71,760	111,055	
委託料	7,721,120	7,831,120	7,776,120	
使用料	0	0	0	
備品購入費	1,151,553	237,512	694,533	
負担金補助、交付金	463,549	463,549	463,549	
一般管理費	3,250,550	1,896,454	2,573,502	
公租公課	1,274,822	1,453,337	1,364,080	
合計	36,804,357	35,141,977	35,973,167	

施設別管理運営経費

施設名 東予運動公園プール

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	0	0	0	
給与・賞与・手当	0	0	0	
法定福利費	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
需要費	2,654,672	3,072,052	2,863,362	
消耗品費	792,550	677,435	734,993	
燃料費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
光熱水費	1,265,439	2,041,527	1,653,483	
修繕料	596,683	353,090	474,887	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	178,013	190,801	184,407	
通信運搬費	55,854	55,914	55,884	
手数料	66,840	104,420	85,630	
保険料	55,319	30,467	42,893	
委託料	9,490,589	11,962,637	10,726,613	
使用料	0	0	0	
備品購入費	71,280	808	36,044	
一般管理費	1,234,552	1,409,353	1,321,953	
公租公課	816952	350233	583,593	
合計	14,446,058	16,985,884	15,715,971	

別表3-11

施設別管理運営経費

施設名 西条市民公園(運動広場・テニスコート)

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2カ年平均	
人件費	6,353,769	7,561,842	6,957,806	
給与・賞与・手当	5,848,209	6,972,742	6,410,476	
法定福利費	456,730	520,590	488,660	
福利厚生費	48,830	68,510	58,670	
需要費	4,153,052	5,109,058	4,631,055	
消耗品費	293,066	210,309	251,688	
燃料費	296	1,186	741	
印刷製本費	134,200	0	67,100	
光熱水費	3,107,273	4,268,125	3,687,699	
修繕料	618,217	629,438	623,828	
広告宣伝費	0	0	0	
役務費	107,622	177,229	142,426	
通信運搬費	78,582	133,669	106,126	
手数料	29,040	43,560	36,300	
保険料	0	0	0	
委託料	896,192	1,270,073	1,083,133	
使用料	20,747	31,280	26,014	
備品購入費	406,562	276,836	341,699	
一般管理費	4,115,036	4,176,203	4,145,620	
公租公課	913,471	866,472	889,972	
合計	16,966,451	19,468,993	18,217,722	

施設別管理運営経費

施設名 丹原B&G海洋センター

(単位:円)

科目	管理運営経費			備考
	令和3年度	令和4年度	2力年平均	
人件費	22,651,089	20,863,776	21,757,433	
給与・賞与・手当	20,567,261	18,825,520	19,696,391	
法定福利費	2,023,829	2,009,853	2,016,841	
福利厚生費	59,999	28,403	44,201	
需要費	18,290,784	15,412,349	16,851,567	
消耗品費	1,092,154	570,456	831,305	
燃料費	5,482,203	3,998,108	4,740,156	
印刷製本費	144,100	57,200	100,650	
光熱水費	5,647,704	6,449,350	6,048,527	
修繕料	2,341,098	685,328	1,513,213	
広告宣伝費	44,000	106,315	75,158	
自主事業費用費	49,852	0	24,926	
バス送迎費用	3,489,673	3,545,592	3,517,633	
役務費	1,264,198	1,639,747	1,451,973	
通信運搬費	179,217	267,866	223,542	
手数料	940,418	1,321,183	1,130,801	
保険料	144,563	50,698	97,631	
委託料	2,603,170	2,516,557	2,559,864	
使用料	0	0	0	
備品購入費	961,722	188,333	575,028	
負担金補助、交付金	137,828	71,571	104,700	
募集費	206,800	90,200	148,500	
一般管理費	4,359,998	4,334,313	4,347,156	
公租公課	1827781	2132026	1,979,904	
合計	52,303,370	47,248,872	49,776,121	

別表 4

西条市総合体育館使用料

西条市体育館設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分			使用時間				
			9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間ごと	
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収し	一般・学生	2,640	4,400	4,400	880
		ない場合(A)	中学生以下	1,320	2,200	2,200	440
		入場料を徴収する場合(B)	一般・学生	7,920	13,200	13,200	2,640
			中学生以下	3,960	6,600	6,600	1,320
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)		10,560	17,600	17,600	3,520
		入場料を徴収する場合(D)		21,120	35,200	35,200	7,040
第1格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		600	1,200	1,500	300
		入場料を徴収する場合(B)		2,400	4,800	6,000	1,200
第2格技室	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)		5,700	9,600	12,450	2,400
		入場料を徴収する場合(D)		11,400	19,200	24,900	4,950
大会議室兼卓球室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		450	600	900	150
		入場料を徴収する場合(B)		900	1,200	1,800	300
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合(C)		1,650	2,850	3,600	600
		入場料を徴収する場合(D)		3,300	5,700	7,200	1,350
弓道場兼アーチェリー室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		300	450	600	150
		入場料を徴収する場合(B)		600	900	1,200	300
小会議室	会議等	入場料を徴収しない場合(A)		300	450	600	150
		入場料を徴収する場合(B)		600	900	1,200	300

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。

4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。

5 上記の表及び前各項の基準により難しい場合等の使用料については、この条例に

定めるもののほか、市長が別に定める。

2 第5条第1項ただし書の場合

使用区分			使用料
トレーニング室	一般及び学生	普通	1人1回につき 150円
		回数券	11枚綴 1,500円
第1格技室	一般及び学生		1人1回につき 150円
第2格技室 弓道場兼アーチェリー室 大会議室兼卓球室	中学生以下		〃 70円

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 設備備品使用の場合

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
ステージライト	アマチュア	550円	1,100円
	アマチュア以外	2,200円	4,400円
放送設備	アマチュア	1,500円	3,000円
	アマチュア以外	6,000円	12,000円
シャワー	1回につき	100円	100円

備考 1回とは、開会から閉会まで又は開演から終演までとする。

4 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	館内	館外
物品販売店	1店1日につき	900円	450円

備考 1 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

2 移動物品販売については、市長が別に定める。

5 部分使用の場合

使用区分	単位	使用料
主競技場 格技室	床面の3分の1以下	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の1に相当する額
大会議室兼卓球室	床面の3分の1を越え2分の1以下	全面使用について定められた使用区分の使用料の額の2分の1に相当する額
	床面の2分の1を越え3分の2以下	全面利用について定められた使用区分の使用料の額の3分の2に相当する額

備考 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 冷房・暖房設備利用の場合

使用区分		アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外	
主競技場	冷房	1階主競技場	1時間につき 2,200円	1時間につき 4,400円
		2階観覧席	〃 6,600円	〃 13,200円
		1階、2階同時使用	〃 8,800円	〃 17,600円
	暖房	1階主競技場	〃 2,090円	〃 4,180円
		2階観覧席	〃 5,500円	〃 11,000円
		1階、2階同時使用	〃 7,590円	〃 15,180円
大会議室	冷房	〃 380円	〃 770円	
兼卓球室	暖房	〃 550円	〃 1,100円	
小会議室	冷房	〃 60円	〃 110円	
	暖房	〃 110円	〃 220円	

西条市ひうち体育館使用料

西条市体育館設置及び管理条例 別表第2(第6条、第12条関係)

1 第5条第1項本文の場合

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき 440円
会議室・研修室1・研修室2	1室1時間につき 300円
和室1・和室2・クラブ室	1室1時間につき 220円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 冷暖房設備を利用するときは、使用料金の3割を加算する。

2 第5条第1項ただし書の場合

使用区分	使用料
トレーニング室	1人1回につき 150円

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

3 部分使用の場合

使用区分	使用料
主競技場 2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 220円

4 設備の使用の場合

使用区分		使用料
シャワー	1回につき	100円

5 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900円
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450円

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市ひうち球場野球場、西条市東予運動公園野球場使用料

西条市野球場設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

使用区分		使用料	
入場料を徴収する場合	職業	1時間につき	9,000円
	一般・学生	1時間につき	1,870円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	900円
入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	1,570円
	一般・学生	1時間につき	600円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	220円
練習に使用する場合	職業	1時間につき	1,120円
	一般・学生	1時間につき	300円
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	150円
ピッチング場のみ使用の場合		1面4時間につき	100円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの使用料については、上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。

4 職業とは、野球を業として行うものをいう。

5 野球以外に使用する場合の料金は、本表に準じて徴収する。

西条市野球場設置及び管理条例 別表第2(第6条、第12条関係)

設備使用料

使用区分	使用料	
照明施設	1時間につき	3,000円

拡声装置	1時間につき	300円
スコアボード	1試合につき	600円
シャワー	1回につき	100円

備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市野球場設置及び管理条例 別表第3(第6条、第12条関係)

物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1日につき	900円

備考 移動物品販売については、別に市長が定める。

西条市ひうち陸上競技場使用料

西条市陸上競技場設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

第5条第1項本文の場合

使用区分			単位	使用料
トラック・フィールド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき(A)	1時間につき	2,250円
		入場料を徴収するとき(B)	1日につき	15,000円
			1時間につき	4,500円
		1日につき	30,000円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき(C)	1時間につき	4,500円
		入場料を徴収するとき(D)	1日につき	30,000円
			1時間につき	9,000円
		1日につき	60,000円	
本部室・会議室1・会議室2			1室1時間につき	70円
			1室1日につき	450円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 1日とは、9時から17時までとする。

4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。

5 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。

6 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から

金曜日までの使用料については上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。

西条市陸上競技場設置及び管理条例

別表第2(第6条、第12条関係(第5条第1項ただし書の場合))

使用区分		単位	使用料
トラック	一般及び学生	普通	1人1回 150円
		回数券	11枚綴 1,500円
	高校生以下	普通	1人1回 70円
		回数券	11枚綴 700円

備考 1回とは、入場から退場までとする。

西条市陸上競技場設置及び管理条例

別表第3 (設備・備品使用の場合)(第6条、第12条関係)

使用区分	単位	使用料
写真判定装置	1式1日につき	3,000円
放送設備	1式1日につき	1,500円
シャワー	1回につき	100円

西条市陸上競技場設置及び管理条例 別表第4(物品販売店設置の場合)(第6条、第12条関係)

使用区分	単位	使用料
物品販売店	1店1日につき	2,000円

備考 1 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。

2 移動物品販売については、別に市長が定める。

西条市陸上競技場設置及び管理条例

別表第5(冷房・暖房設備使用の場合)(第6条、第12条関係)

使用区分		単位	使用料
本部室 会議室1 会議室2	冷・暖房	1室1時間につき	40円

西条市西条運動公園総合プール、西条市東予運動公園プール

西条市プール設置及び管理条例 別表(第5条、第10条関係)

使用料		
個人	大人	1人1回 450円

	高校生・中学生	1人1回 300円
	小学生	1人1回 150円
団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 120円

西条市市民公園多目的広場使用料

西条市有料公園施設設置及び管理条例 別表第2(第4条関係)

公園名	有料公園施設 の名称	使用料			
		時間	範囲	対象者	料金
西条市西 条市民公 園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円
				小学生以下・中学生・高校生	130円
			全面	一般・学生	550円
				小学生以下・中学生・高校生	260円
		夜間照明 施設 1時間	半面		520円
			全面		1,050円
シャワー	一回につき		100円		

- 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
 3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市民公園テニスコート使用料

西条市テニスコート設置及び管理条例 別表(第6条、第12条関係)

名称	使用区分			使用料
西条市西条市民公園 テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300円
			小学生以下・中学生・高校生	150円
	夜間照明施設	1面 1時間		300円

- 備考 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市東予体育館使用料

西条市体育館設置及び管理条例 別表第4(第6条、第12条関係)

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

区分				使用時間				備考			
				9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	1時間 ごと				
主 競 技 場 の 使 用 の 場 合	全 面 使 用 の 場 合	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合	一般・学生	1,980	3,300	3,300	660	個人使用の場合 一般・学生 1人1回につき 150 中学生以下 1人1回につき 70		
			入場料を徴 収する場合	中学生以下	990	1,650	1,650	330			
		アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料を徴 収しない場 合	一般・学生	5,940	9,900	9,900	1,980		150	
			入場料を徴 収する場合	中学生以下	2,970	4,950	4,950	990		中学生以下	
	2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額						
	格 技 場 の 使 用 の 場 合	全 面 使 用 の 場 合	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合		600	1,200	1,500	300	個人使用の場合 一般・学生 1人1回につき 150 中学生以下 1人1回につき 70	
				入場料を徴 収する場合		2,400	4,800	6,000	1,200		
			アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料を徴 収しない場 合		5,700	9,600	12,450	2,400		150
				入場料を徴 収する場合		11,400	19,200	24,900	4,950		中学生以下
		2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額					
卓 球 場 の 使 用 の 場 合		全 面 使 用 の 場 合	アマチ ュアス ポーツ	入場料を徴 収しない場 合		450	600	900	150	個人使用の場合 一般・学生 1人1回につき 150 中学生以下 1人1回につき 70	
				入場料を徴 収する場合		900	1,200	1,800	300		
			アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料を徴 収しない場 合		1,650	2,850	3,600	600		150
				入場料を徴 収する場合		3,300	5,700	7,200	1,350		中学生以下
		2分の1以下の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額					
	トレーニング室		普通		1人1回につき 150円						
			回数券		11枚綴 1,500円						
	会議室 (1室につき)				1時間当たり 150円						

放送設備	アマチュア	入場料を徴収しない場合	一回につき	1,500円
		入場料を徴収する場合	一回につき	3,000円
	アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	一回につき	6,000円
		入場料を徴収する場合	一回につき	12,000円
シャワー			一回につき	100円

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

ピバ・スポルティアSAIJO使用料

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第1(第6条、第12条関係)

1 主競技場

(1) 市内の利用者

ア 全面使用

使用区分		単価	使用料	
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	6,000円
			半日につき	21,000円
			1日につき	36,000円
	高校生以下		1時間につき	3,000円
			半日につき	10,500円
			1日につき	18,000円
入場料を徴収するとき	一般・学生		1時間につき	12,000円
			半日につき	42,000円
			1日につき	72,000円

		高校生以下	1時間につき	6,000円
			半日につき	21,000円
			1日につき	36,000円
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	12,000円
			半日につき	42,000円
			1日につき	72,000円
	入場料を徴収するとき		1時間につき	24,000円
			半日につき	84,000円
			1日につき	144,000円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分			単位	使用料		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	1,500	1,200	300
			半日につき	5,250	4,200	1,050
			1日につき	9,000	7,200	1,800
		高校生以下	1時間につき	750	600	150
			半日につき	2,620	2,100	520
			1日につき	4,500	3,600	900
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	3,000	2,400	600
			半日につき	10,500	8,400	2,100
			1日につき	18,000	14,400	3,600

(2) 市外の利用者

ア 全面使用

使用区分			単価	使用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	9,000円
			半日につき	31,500円
			1日につき	54,000円
		高校生以下	1時間につき	4,500円
			半日につき	15,750円
			1日につき	27,000円
		入場料を徴収するとき	一般・学生	1時間につき

	とき		半日につき	63,000円
			1日につき	108,000円
		高校生以下	1時間につき	9,000円
			半日につき	31,500円
			1日につき	54,000円
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	18,000円
			半日につき	63,000円
			1日につき	108,000円
	入場料を徴収するとき		1時間につき	36,000円
			半日につき	126,000円
			1日につき	216,000円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分			単位	使用料		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	2,250	1,800	450
			半日につき	7,870	6,300	1,570
			1日につき	13,500	10,800	2,700
		高校生以下	1時間につき	1,120	900	220
			半日につき	3,930	3,150	780
			1日につき	6,750	5,400	1,350
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	4,500	3,600	900
			半日につき	15,750	12,600	3,150
			1日につき	27,000	21,600	5,400

(3) 合宿を目的とする利用者で市内に宿泊するもの

ア 全面使用

使用区分		単価	使用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	7,200円
		半日につき	25,200円
		1日につき	43,200円
	高校生以下	1時間につき	3,600円
		半日につき	12,600円

		1日につき	21,600円
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	14,400円
		半日につき	50,400円
		1日につき	86,400円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	使用料(円)		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	1,800	1,440	360
		半日につき	6,300	5,040	1,260
		1日につき	10,800	8,640	2,160
	高校生以下	1時間につき	900	720	180
		半日につき	3,150	2,520	630
		1日につき	5,400	4,320	1,080
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	3,600	2,880	720
		半日につき	12,600	10,080	2,520
		1日につき	21,600	17,280	4,320

(4) 合宿を目的とする利用者で市外に宿泊するもの

ア 全面使用

使用区分		単価	使用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	24,000円
		半日につき	84,000円
		1日につき	144,000円
	高校生以下	1時間につき	12,000円
		半日につき	42,000円
		1日につき	72,000円
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	48,000円
		半日につき	168,000円
		1日につき	288,000円

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	使用料(円)		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面

アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	6,000	4,800	1,200
		半日につき	21,000	16,800	4,200
		1日につき	36,000	28,800	7,200
	高校生以下	1時間につき	3,000	2,400	600
		半日につき	10,500	8,400	2,100
		1日につき	18,000	14,400	3,600
アマチュアスポーツ以外のもの	1時間につき	12,000	9,600	2,400	
	半日につき	42,000	33,600	8,400	
	1日につき	72,000	57,600	14,400	

2 照明施設

単位	全面使用の場合の 使用料	部分使用の場合の使用料		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
1時間につき	3,000円	750円	600円	150円

3 会議室

単位	使用料		
	会議室1	会議室2又は3	会議室4
1時間につき	150円	300円	220円
半日につき	520円	1,050円	780円
1日につき	900円	1,800円	1,350円

備考 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含む。

2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。

4 半日とは、4時間とする。

5 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収する場合であっても、営利を目的としないものは、同表のアマチュアスポーツ以外入場料を徴収しない場合の料金を適用する。

6 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しない場合であっても、付随的に営利を得ることがあるものは、同表のアマチュアスポーツ以外入場料を徴収する場合の料金を適用する。

7 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の使用料は、上記の表の金額に100分の80を乗じて得た金額とする。

8 使用料の算出について、上記の表及び前各項の基準により難しい場合は、市長が別に定める。

9 主競技場の利用者は、主競技場の使用料を負担することにより、トレーニング室及び会議室を使用することができる。

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第2(第6条、第12条関係)

トレーニング室

単位	使用料
1人1回につき	150円
回数券11枚	1,500円

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第3(第6条、第12条関係)

設備、備品

区分	単位	使用料
放送施設	一式1回につき	1,500円
ピッチングマシン	1台1回につき	1,500円
シャワー	1回につき	100円

西条市屋内運動場設置及び管理条例 別表第4(第6条、第12条関係)

物品販売店の設置

単位	使用料
1店1日につき	900円

備考 1 物品販売店の面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

2 移動物品販売については、別に定める。

西条市東予運動公園多目的広場、同球技場、同海浜広場使用料

西条市有料公園施設設置及び管理条例 別表第2(第4条関係)

西条市東予運動公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円
				小学生以下・中学生・高校生	130円
		全面	一般・学生	550円	
			小学生以下・中学生・高校生	260円	
	球技場	1時間	一般・学生	1,100円	
			小学生以下・中学生・高校生	550円	
部分使用		2分の1以下の部分を使用する場合は、全体使用料の2分の1に相当する額			

	海浜広場	テントサイト	1張り1日につき	150円
		貸しテント	1張り1	10人用
			日につき	6人用
	物品販売店 (屋外)	1店1日につき		450円

- 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
 3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市東予運動公園テニスコート使用料

西条市テニスコート設置及び管理条例 別表(第6条、第12条関係)

西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300円
			小学生以下・中学生・高校生	150円
	練習コート			無料
	夜間照明施設	1面 1時間		300円

備考 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市丹原B&G海洋センター

西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例 別表(第7条、第14条関係)

1 プール使用料

区分	使用料(2時間以内)
幼児	150円
小・中学生	300円
高校生・一般	450円

備考 幼児とは、小学校入学前の者をいう。

2 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900円
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450円

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

別表 5

西条市体育施設の使用時間及び休館（業）日

別表 1 の体育施設の使用時間及び休館（業）日は、次のとおりであるが、特に必要があるときは、スポーツ健康課の承認を得て、変更することができる。

ア 総合体育館

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	ア 年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） イ 毎週月曜日 ウ 月曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）

イ ひうち体育館

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	ア 年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） イ 毎週火曜日 ウ 火曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）

ウ ひうち球場

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休業日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

エ ひうち陸上競技場

使用時間	ア 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時から午後 8 時まで イ 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで
休業日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

オ 西条運動公園総合プール

使用期間	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
使用時間	ア 7 月 1 日から 7 月 19 日及び 8 月 20 日から 8 月 31 日まで 午前 10 時から午後 6 時まで イ 7 月 20 日から 8 月 19 日まで 午前 10 時から午後 7 時まで

カ 東予体育館

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	ア 年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） イ 毎週月曜日 ウ 月曜日が国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）

キ 東予運動公園野球場

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休業日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

ク ビバ・スポルティア SAIJO

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
休館日	年末及び年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

ケ 東予運動公園多目的広場

使用時間	ア 夏期（4月から9月） 午前8時30分から午後7時まで イ 冬期（10月から3月） 午前8時30分から午後5時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

コ 東予運動公園球技場

使用時間	ア 夏期（4月から9月） 午前8時30分から午後7時まで イ 冬期（10月から3月） 午前8時30分から午後5時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

サ 東予運動公園テニスコート

使用時間	午前8時30分から午後10時まで
休館日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

シ 東予運動公園海浜広場

使用時間	終日
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ス 東予運動公園プール

使用期間	7月1日から8月31日まで
使用時間	ア 7月1日から7月19日及び8月20日から8月31日まで 午前10時から午後6時まで イ 7月20日から8月19日まで 午前10時から午後7時まで

セ 西条市民公園テニスコート

使用時間	午前9時から午後10時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ソ 西条市民公園多目的広場

使用時間	午前9時から午後10時まで
休園日	年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）

タ 丹原B&G海洋センター

使用時間	午前10時から午後9時まで
休館日	ア 年末及び年始（12月29日から翌年1月4日まで） イ 毎週月曜日 ウ 月曜日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日とする。）